

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定 款

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、公益社団法人高知県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、会員の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、理学療法の普及向上を図り、もって高知県民の医療・保健・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法に関する研究調査を行い、広く一般に調査結果を公表する事業
 - (2) 理学療法についての広報活動を通じ、県民の健康増進に関する意識向上、正しい知識の普及に資する事業
 - (3) 理学療法士学会、研修会、講習及び研究会等の開催に係わる事業
 - (4) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の教育の向上に資する事業
 - (5) 理学療法に関する刊行物の発行並びに広報活動を通じ、理学療法士の普及啓発をめざす事業
 - (6) 理学療法に関する研修活動を通じ、会員の資質及び社会的地位の向上を図るとともに、広報活動を通じ会員の福祉の向上をめざす事業
 - (7) 会員相互の福利及び厚生に関する事業
 - (8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定める事業は、高知県内において行うものとし、事業活動地域については本法人定款細則で定める地域に区分して行う。

第2章 構 成 員

(法人の構成員)

第5条 本法人は、以下の会員を置くものとする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士の免許を有し、この法人の目的に賛同する高知県内に勤務または在住している個人をいう。
 - (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同する個人及び団体であつて、理事会の承認を得た者をいう。
 - (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者をいう。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 名誉会員を除き、本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところの手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第7条 本法人の会員は、その旨を理事会に届け出て退会することができる。

(休 会)

第8条 本法人の正会員は、その旨を理事会に届け出て休会することができる。

2 その他休会に関する事項は、本法人定款細則で定めるところによるものとする。

(異 動)

第9条 本法人の正会員は、第4条第2項の事業活動地域の異動があった場合、理事会に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第10条 本法人の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。但し、当該会員に対し総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 正会員の場合、本定款第5条第1項第1号に定める免許を取り消されたとき。
- (2) 正会員の場合、正当な理由なく、会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 会員が死亡し、または団体にあつては解散したとき。

(会費の納入義務及び免除)

第12条 正会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の納期までに納入する義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。
- 3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の種別)

第15条 本法人の総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 入会の基準並びに会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 前条第2項第2号の規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって、遅くとも開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事が選任した正会員が、これに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第21条 議決に出席できない正会員は、予め通知された事項に限り、書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における次条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第22条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した総正会員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員及び機関の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち3名は法人法上の代表理事とし、本法人の会長及び副会長として会務を統括する。
- 3 代表理事のうち会長を除く2名を副会長とする。副会長は、会長の補佐をし、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め理事会で定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 その他の理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、定款及び総会決議に基づき会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 会計監査
 - (2) 理事の業務執行状況の監査
 - (3) 前2号の業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び高知県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
 - (5) 監査報告書の作成
- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、選挙規定に基づき総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 本法人における理事及び監事については、無報酬とする。但し、別に定める旅費規程並びに会議費規程に基づく支給は妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、前項に定める事項のほか、決定により顧問及び相談役を置くことができる。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 別に定める財産目録記載の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、当会定款第29条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の理事)

3 公益社団法人への移行後の最初の理事は、次のとおりとする。

代表理事 山本双一

代表理事 清岡 学

代表理事 宮本謙三

業務執行理事 堅田裕次

業務執行理事 小笠原正

業務執行理事 栗山裕司

業務執行理事 日野 工

業務執行理事 山崎裕司

業務執行理事 大畑 剛

業務執行理事 国澤雅裕

業務執行理事 徳平憲治

(定款に定めのない事項)

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

5 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。

この規則は、令和 4 年 6 月 19 日に一部改正し、施行する。

この規則は、令和 6 年 6 月 9 日に一部改正し、施行する。

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則

（総則）

第1条 この細則は、公益社団法人高知県理学療法士協定会款に基づき、定款施行の円滑運営のために定める。

（運営基本方針に関する事項）

第2条 本法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

（会員に関する事項）

第3条 本法人の定款第5条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人高知県理学療法士協会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続は、すべて本人の申し出によりすべて理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中は会員の権利を制限する。
- 4 第3項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 5 休会の事由が解消したときは、すみやかに復会しなければならない。入会・退会及び異動の手続は、理事会が定めるところの手続きを行わなければならない。

（会費に関する事項）

第4条 本法人の正会員の会費は年額9,000円とする。会費納入期限は、当年度入会者を除き前年度の3月末日まで（前納制）とする。

- 2 休会中の会員から会費は徴収しない。
- 3 本法人の賛助会員会費は、年額20,000円とする。
- 4 名誉会員の会費は、これを免除する。

（会費未納者に関する事項）

第5条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。

- 2 前項の会費未納者とは、定款細則第4条に定める期日までに会費を納入していない者をいう。
- 3 第1項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。
- 5 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

（役員等に関する事項）

第6条 会長は、その権限で局・専門部および委員会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 局長は、会長の任命により局を統括する。
- 3 専門部の部長は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

部長の兼任はできない。但し委員の兼任は妨げない。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第7条 会務担当理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

部長の兼任はできない。但し委員の兼任は妨げない。

第8条 理事の担当する職務及び専門部の職務分担については、職務権限規程に定める。

(顧問及び相談役に関する事項)

第9条 本法人には、本会の適正な運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問は、正会員以外の者で、円滑な組織運営に対して適切な指導や助言を与える能力を有する人物であり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、本会の発展に多大な貢献を果たした会員の中より、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

4 顧問及び相談役の任期は、定款第26条に準じ、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、会務の運営に必要な指導と助言を与え、その活動に反映させることを目的とし、会長の諮問に応じ意見を具申する責務を負う。

6 顧問及び相談役は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いを請求することができる。

7 前項但し書きの場合、別に定める役員等の旅費に関する規程を準用する。

(局部長等の選任に関する事項)

第10条 局長及び部長の選任は、理事選任後の理事会において行う。

2 専門部の委員の選任については、担当理事並びに部長が協議して決める。尚その結果は、理事会の承認を得ることを要する。

3 局長、部長及び委員の各任期については、定款第26条を準用する。

(地域活動に関する事項)

第11条 正会員の日常活動を活発にするため、高知県内を六区域（安芸地区、中央東区域、中央区、中央西区域、高幡区域、幡多区域）に区分し、各地区に属する地区ごとの活動を行う。但し、会員の所属する施設数、会員区域内の会員数の変動がある場合には変更するものとする。

2 会員区活動は、会員区域を掌握する会員区部活動部長の統括に従い、担当区長を定め其々の区域を分掌し活動を行う。

(理事会に関する事項)

第12条 理事会は、次期総会迄の会務を執行する。

2 理事会は、原則的に年3回以上開催する。

3 局長及び部長は、理事会を代表する会長から理事会出席の要請があった場合、出席し、必要事項について意見を述べるることができる。

4 顧問及び相談役は、会長が必要であると認めた場合、理事会に出席して当該事項につき説明する義務を負う。

(資産管理と財務及び事業に関する事項)

第 13 条 本法人定款第 3 4 条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、事務局長が統括する。

2 公益社団法人日本理学療法士協会高知県士会が設立されるまでの間、その業務を代行することができる。

3 本法人の正会員が、活動するための運賃、宿泊料等の旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の費用に関する規程に定めるところに従う。

4 旅費等は、本法人の正会員が、本法人の命を受け、その用務遂行のための行動をする場合に限り、旅費規程により算定を行い支給する。

(表彰に関する事項)

第 14 条 会員の表彰については、別に定める表彰規程に従う。

(慶弔に関する事項)

第 15 条 本法人の慶弔に関しては、次による。

(1) 会員又は会員の家族（配偶者及び一親等の親族）が死亡したときは香典を送る。

(2) 理事、監事が死亡した時、または、会長或いは副会長の家族（配偶者及び一親等の血族）が死亡した時は、前号による香典を送るほか新聞に死亡公告を載せることができる。

(3) 前各号に定めるほか、必要に応じ、電報または花輪等を贈ることができる。

(細則の改廃に関する事項)

第 16 条 この細則の変更は、理事会の承認を経て、総会で承認を受けることを要する。

附則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成 25 年 3 月 27 日に一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規則は、平成 29 年 3 月 12 日に一部改正し、施行する。但し、第 4 条に関しては、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

4 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。

公益社団法人 高知県理学療法士協会 規程集

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、賛助会員について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 賛助会員とは、定款第5条(2)に規定する会員である。

(関係)

第3条 本会は賛助会員と平等に接し、相互の発展に寄与するため会員にその事業概要を周知徹底し協力する。

(優待等)

第4条 本会が発行するニュース等に、賛助会員名を掲載する。

第5条 会員名簿に、住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

第6条 本会が発行する会員名簿、刊行物及び事業の案内を送付する。

第7条 会員に対し、研究、開発、改良等についての発表の機会をもつことができる。

第8条 本会に対して社員教育の協力を得ることができる。

第9条 その他、設備、機器等の開発、改良及び情報の収集について本会の指導と協力を得ることができる。

(補則)

第10条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 規 程

（目的）

第1条 この規程は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、名誉会員について必要な事項を定める。

（資格）

第2条 名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、顕著な功績が認められた65才以上の会員の中から、定款第5条(3)により、承認されたものとする。

第3条 本会の発展のために多大の貢献が認められた功労者で、定款第5条(3)により、承認されたものとする。

（任期）

第4条 本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、永久に会員の資格を与える。

（待遇）

第5条 名誉会員に承認されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

第6条 本会が主催するすべての行事への参加を無料とする。

第7条 本会が発行するニュース、刊行物及び事業の案内を送付する。

（補則）

第8条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

顧問及び相談役規程

（目的）

第1条 この規程は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、顧問及び相談役について必要な事項を定める。

（資格）

第2条 顧問及び相談役は、定款細則第9条の規定に基づき会長が委嘱する。

第3条 顧問は、正会員以外の者で、円滑な組織運営に対して適切な指導や助言を与える人物であり、会長が委嘱する。

第4条 相談役は、本会の発展に多大な貢献を果たした会員の中より、会長が委嘱する。

（任期）

第5条 顧問及び相談役の任期は、定款第26条に準じ、再任は妨げない。

（職責）

第6条 顧問及び相談役は、運営に必要な指導と助言を与え、その活動に反映させることを目的とする。

第7条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を具申することができる。

（補則）

第8条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

選 挙 規 程

(趣旨)

第1条 役員の選挙は、定款第25条第1項に基づき、この規程によって行う。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、当該選挙運営の公正を保ち、当該選挙に係わる一切の権限と責任をもつ。

- 2 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括する。

(選挙管理委員会の構成と任期)

第3条 選挙管理委員の任期は2年とする。

- 2 選挙管理委員は、正会員の中より3名選出する。
- 3 理事及び候補者は、選挙管理委員を兼ねることができない。選挙管理委員が、立候補したいときは、別の選挙管理委員を選出し立候補者は委員を辞退する。

(委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 投票日30日以前に選挙すべき役員を告示し、立候補者を受け付けなければならない。立候補締切日は、投票日15日以前とする。
- (2) 立候補者の受理及び資格審査
- (3) 候補者氏名の告示
- (4) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。但し、休会中の正会員は含まない。

(被選挙人)

第6条 被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者をいう。但し、休会中の正会員は含まない。

(立候補)

第7条 被選挙人は個人の自由意志、または正会員からの推薦により立候補できる。推薦の場合は、3名以上の推薦者を要し、被選挙人本人の同意を得て推薦者の代表が文書を以て選挙管理委員会に届け出るものとする。

- 2 立候補の届け出は、所定の用紙を用いなければならない。

(立候補者の擁立)

第8条 立候補者が定員に満たない場合、理事会で立候補者を推薦できるものとする。

(投票の方法)

第9条 投票は次の方法で行う。

- (1) 正会員による無記名投票により行うものとする。
- (2) 投票用紙は、選挙管理委員会の所定の用紙を用いて行うものとする。又、定款以上の数の記載があったものは無効とする。
- (3) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- (4) 得票数の上位により順次当選者を決するものとする。
- (5) 候補者数が定員の場合、無投票当選とし、総会で承認する。

(選挙の順序)

第10条 役員の選挙は、次の順序で行う。

- (1) 理事 定員連記投票
- (2) 監事 定員連記投票

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙の効力に対し、不服のある選挙人または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から14日以内とする。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成24年10月10日から施行する。

職務権限規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県理学療法士協会定款第36条及び組織図に基づき、会務の運営を実施するための局・担当理事・部の分掌について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(業務執行理事)

第2条 業務執行理事は、代表理事を補佐し本法人の業務を執行する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係わる職務を代行できる。
- 3 業務執行理事は理事会において自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 4 次条以降に示す局を1人以上が担当し、局及び部の運営の統括をはかる。

(事務局)

第3条 事務局は総務部・財務部・厚生部・広報部を統括する。

- 1 総務部
 - 1) 総会議事録等重要書類の整理、保管に関する事項
 - 2) 理事会議録の整理及び保管に関する事項
 - 3) 公印の管理に関する事項
 - 4) 本法人が所有する機器、備品その他物品の整理、保管及び処分に関する事項
 - 5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項
 - 6) 本法人、その他の団体に属する協会出版物等の整理、保管に関する事項
 - 7) 他団体との連携に関する連絡協議に関する事項
 - 8) 理学療法士への情報提供に関する事項
 - 9) その他各部に属さない会務に関する事項
- 2 財務部
 - 1) 予算及び決算に関する事項
 - 2) 現金及び現金同等物取扱に関する伝票、帳簿の記録並びに保管に関する事項
 - 3) 会費諸経費の徴収、管理に関する事項
 - 4) その他財務に関する事項
- 3 厚生部
 - 1) 理学療法士の健康増進に関する事項
 - 2) 理学療法士の福利厚生に関する事項
 - 3) 理学療法士の親睦に関する事項
 - 4) その他福利厚生に関する事項
- 4 広報部
 - 1) 本法人が主催又は共催する各種事業や活動の広報、啓発に関する事項
 - 2) 機関誌の企画、編集、発行に関する事項
 - 3) 専門領域研究の情報収集、調査活動に関する事項
 - 4) 本法人の運営するホームページの運営管理に関する事項
 - 5) その他広報に関する事項

(社会局)

第4条 社会局は職能部・医療部・福祉部・保健部を統括する。

1 職能部

- 1) 理学療法士の身分及び資質向上のための調査活動に関する事項
- 2) 各部の行う調査活動の企画及び調整に関する事項
- 3) 調査資料の保管に関する事項
- 4) その他理学療法士の資質向上のための調査に関する事項

2 医療部

- 1) 医療サービスに関する事項
- 2) 医療動向の把握に関する事項
- 3) 医療動向情報の提供に関する事項
- 4) 医療保険の実態に関する事項
- 5) 医療保険上の諸規則の適正化に関する事項
- 6) その他前各号に関連する事項

3 福祉部

- 1) 高齢化社会に対応した活動、調査、研究及び指導、援助ならびに協力等に関する事項
- 2) 施設及び在宅傷害者等に対する指導、援助、協力等に関する事項
- 3) 障害児（者）の社会参加促進のための指導、援助及び協力等に関する事項
- 4) 介護サービスに関する事項
- 5) 介護動向の情報の把握と提供に関する事項
- 6) 介護保険の実態に関する事項
- 7) 介護保険上の諸規則の適正化に関する事項
- 8) その他高齢者、障害児(者)の問題等についての前各号に関連する事項

4 保健部

- 1) 保健および老人保健における健康増進や介護予防の普及・啓発に関する事項
- 2) 理学療法週間事業に関する事項
- 3) 障害者スポーツ大会などのサポートに関する事項
- 4) アスレチックトレーナーに関する事項
- 5) 県民の健康増進に関する事項
- 6) 介護予防の普及と啓発に関する事項
- 7) その他前各号に関連する事項

(学術局)

第5条 学術局は学術部・教育部を統括する。

1 学術部

- 1) 理学療法の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発等に関する事項
- 2) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項
- 3) 理学療法士の資質の向上を図るための研修会、講習会等の企画と実践に関する事項
- 4) その他学術活動に関する事項

2 教育部

- 1) 正会員新人教育プログラムの策定に関する事項
- 2) 理学療法実習指導者に対する教育、指導及び援助その他資質向上に関する事項

- 3) 生涯学習に関する事項
- 4) その他教育活動に関する事項

(会員区活動局)

第6条 会員区局は会員区域内での研修会等の開催、連絡と交流の活性化を図る活動を行うため、下記に定められた活動をする。

- 1) 県民の医療、保健、福祉事業の企画、運営及び社会局との連携に関する事項
- 2) 会員の知識、技術向上事業の企画、運営及び学術部との連携に関する事項
- 3) 新人教育、生涯教育事業の企画、運営及び教育部との連携に関する事項
- 4) 会員の把握、会員間の交流及び事務局との連携に関する事項

(補則)

第7条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定の改正は平成26年5月14日から施行する。
- 3 この規定の改定は令和2年10月14日から施行する。

経 理 規 程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県理学療法士協会の経理の基準を定め、適切に経理事務を行い、支払資金の収支の状況、財政状態及び経営成績を適切に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 金銭の出納に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 資産・負債に関する事項
- (6) 固定資産の管理に関する事項
- (7) 引当金に関する事項
- (8) 決算に関する事項
- (9) 会計監査に関する事項
- (10) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、公益法人会計基準によるものとする。

第4条 本法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後2ヶ月以内に次の決算書類を作成しなければならない。

- (1) 資金収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
- (2) 事業活動収支計算書及び附属する事業活動収支内訳表
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(会計単位及び経理区分)

第5条 本法人の会計単位は一般会計と特別会計とする。

2 一般会計は、定款に記載された公益事業を一括した会計とする。

3 特別会計は、定款に定める事業のうち、収益事業又は特段の定めにより特別会計とすることが求められている事業について補充的に設定することがある。

4 事業活動の内容を明らかにするために、各会計においては経理区分を設け収支計算を行わなければならない。

5 前項までの規程に基づき、本法人において設定する会計単位及び経理区分は以下のとおりとする。

- (1) 一般会計

(会計責任者及び出納職員)

第6条 本法人の経理事務を担当する責任者として、会計責任者を置く。

2 第2条に規程する経理業務について、会計責任者を補佐する役目で一切の出納業務を補助する目的で出納職員を

置くことができる。

3 会計責任者及び出納職員は会長が任命する。

4 出納職員を設けた場合は、会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、会計責任者の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第8条 本法人の会計は、その支払資金の収支状況、財政状況及び経営成績を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従い、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳伝票

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金(貯金)出納帳

ウ 小口現金出納帳

エ 有価証券台帳

オ 未収金台帳

カ 貯蔵品台帳

キ 立替金台帳

ク 前払金台帳

ケ 貸付金台帳

コ 仮払金台帳

サ 固定資産管理台帳

シ 未払金台帳

ス 預り金台帳

セ 前受金台帳

ソ 借受金台帳

タ 借入金台帳

チ 基本金台帳

ツ 補助金台帳

2 仕訳伝票は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 各勘定科目の残高の内訳を明らかにするために、必要とする勘定科目について補助簿を備えなければならない。

4 会計責任者は、適宜補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

(会計伝票)

第10条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。

3 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引相手方及び内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第11条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 第4条第2項に規程する計算書類 永 久

- | | |
|----------------|-----|
| (2) 会計伝票及び会計帳簿 | 10年 |
| (3) 証憑書類 | 10年 |

第3章 予算

(予算基準)

第12条 本法人は、毎会計年度、資金収支予算を作成する。

- 2 予算は経理区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

第13条 前条の予算は、事業計画に基づき毎事業年度の開始の日の前日迄に会長が作成し、理事会の議決を得るものとする。

(予算管理責任者)

第14条 予算の編成並びに予算の執行及び管理について会長を補佐するため、会長は、経理区分ごとに予算管理責任者を任命する。

(支出予算の流用)

第15条 予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認めたときは、会長の承認を得て、中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

(予備費の計上)

第16条 予備費を使用する場合は、予算管理者責任者は事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

(補正予算)

第17条 予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、会長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定の改正は令和2年10月14日から施行する。

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規定は、定款細則第13条3・4 に基づき、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 この規定の中でいう役員とは、会長、理事、監事、等である。

(支給)

第3条 役員が理事会に出席し、または、本会の用務で旅行した場合は、旅費を支給する。

第4条 役員以外の者が、会議に出席した場合、または、会長の命により本会の用務で旅行した場合は、役員に準じた旅費を支給する。

第5条 出張し旅費の支給を受けるときは、出張願書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(旅費)

第6条 旅費とは、交通費と宿泊費及び参加費をいう。

第7条 交通費と宿泊費は、別表により支給する。

第8条 参加費とは、研修等における会場整理費、受講料、資料代等をいい、食卓料や日当は含まれない。

第9条 理事会および運営会議の場合は、出席する役員の勤務地が開催地まで5 km以上であるとき、1回につき 500円を支給する。

第10条 原則として、四国内用務で交通用具の使用のときは、燃料費として別表により支給する。

第11条 交通用具使用のときは、道路通行料金と駐車料金を別途に実費支給する。

第12条 本会が開催する学会及び研修会にあわせて同日に開催する理事会は、対象としない。

第13条 出張の場合は、領収書の提出があつて旅費を支給する。ただし、本会以外に支給がある場合は対象としない。

(補則)

第14条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規定の改正は平成26年5月14日から施行する。

- 3 この規定の改正は平成27年4月1日から施行する。

別表

旅費等の内訳	摘 要
公共交通機関を利用の場合	普通運賃の実費
交通用具を利用の場合	10km 以上 ～ 20km 未満 600円
	20km 以上 ～ 30km 未満 900円
	30km 以上 ～ 40km 未満 1,200円
	40km 以上 ～ 50km 未満 1,500円
	50km 以上 ～ 60km 未満 1,800円
	以降、10km毎に300円を加算する。
宿泊費	実費（但し、上限15,000円）※領収書添付のこと

会 議 費 規 程

第1条 本会の用務により会議を行なう役員等に対して支給する会議費に関して内規を定める。

第2条 会議費は、事務室および通常会議が行われる場所において開催した場合に算出することが出来、その支出にあたっては会議の議事録等を証拠資料とする。

第3条 会議費の支給額は、会議1時間につき700円を支給する。

(補則)

第4条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成25年6月1日から施行する。
- 3 この規定の改正は平成26年5月14日から施行する。

表 彰 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款細則第14条に掲げる事業を行うために貢献のあったものの表彰等について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当する会員を表彰することが出来る。

- 1 本会事業の発展・強化・育成指導及び奨励等について多大の尽力をしたもの。
- 2 本会組織の発展・強化等に多大の貢献をしたもの。
- 3 多年にわたり本会の事業・組織運営に当たり、多大の功績を残し、又はその運営に多大の功労があったもの。
- 4 本会の名声を高揚する研究・発明・考案をしたもの。

第3条 前項に該当するものであって本会の名誉を傷つける等の行為がなかったもの及び過去において同じ表彰を受けたことがないものに行うものとする。

(推薦)

第4条 本会以外の他団体、行政機関、記念賞委員会、賞勲局などの行う表彰・賞、叙勲等についてはその実行主催団体等の推薦依頼、又は理事会等の推薦を受けて、実行主催団体等が設定する表彰規定、推薦規定等にしたいがい、本会が申請人、又は推薦団体となり、会長が推薦、申請等の手続を行うことが出来る。

(表彰)

第5条 表彰および推薦の審査は、会長が委嘱する委員の選考によりその答申を得て、被表彰者の意向を問うたうえで、理事会において審査・選考・決定し、会長が承認するものとする。

- 2 本会の表彰は会長が表彰状を総会・学会等で授与して行うものとする。

(補則)

第6条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

慶 弔 規 程

第1章 趣 旨

(目的)

第1条 この規程は、定款細則第15条に掲げる事業を行うために、慶弔について必要な事項を定める。この規定の執行は厚生部長が行う。

第2条 この規程は、細則に基づき、慶弔について必要な事項を定める。

第2章 会員に関して

(資金)

第3条 慶弔についての運用に必要な費用は、本会計から支出する。

(運用)

第4条 事務局長または厚生部長が、運用する。

(支給)

第5条 会員が死亡したときは、関係者からの連絡により、当該年度の会費相当額の弔慰金を贈る。

第6条 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したときは、会員及び関係からの届け出により、当該年度の会費のおおよそ半額に相当する額の、弔慰金を贈る。

第7条 理事・監事が死亡した時、又は会長・副会長の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡した時は、新聞に死亡広告を掲載することができる。

第8条 必要に応じ、電報または花輪等を贈ることができる。

第3章 会員外に関して

(資金)

第9条 慶弔についての運用に必要な費用は、本会計から支出する。

(運用)

第10条 会員からの要望があったとき、会長と副会長および事務局長は贈与の適否を判断し、運用する。

(種類)

第11条 必要に応じ、電報または花輪等を贈る。

第12条 特別の事由があるときは、慶弔金を贈ることができる。

第4章 雑 則

補則

第13条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は平成27年1月14日から施行する。

運 営 会 議 規 程

（目的）

第1条 本会の円滑な運営を図るため、運営会議を設ける。

（構成）

第2条 運営会議の構成員は、細則第6条2.3.4.の局長・部長・委員長とする。

2 理事および監事は、本会議に出席して意見を述べる事が出来る。

（責務）

第3条 本会議では、計画に基づく事業の実施や新たな事業計画案についての報告と検討、および各部間での事業についての調整を行う。

2 必要により、本会議で決議した意見を理事会に具申することができる。

（開催）

第4条 本会議は、理事会が開催されない月の、毎月1回の定期の開催を原則とする。

2 議長は、局長の1名があたる。

3 議事録の作成には、事務局所属の書記の1名があたる。

4 会議議事録は、理事会に報告したうえで、事務局に保管する。

（補則）

第5条 この規程を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成24年4月11日から施行する。

学 術 奨 励 規 程

(目的)

第1条 公益社団法人高知県理学療法士協会会員の学術研究の推進と技術の向上を積極的に奨励援助するために、必要な事項を定める。

(基金特別会計)

第2条 学術奨励特別会計をもうける。

- 2 この基金特別会計は、この基金制度に賛同する個人及び団体よりの寄金、ならびに公益社団法人高知県理学療法士協会より総会の承認を得た金額をあてる。
- 3 この基金特別会計の出納は、財務部長があたり、年度末に決算報告をしなければならない。

(運用)

第3条 学術奨励金の支給は、次年度の学会時に会長より授与する。ただし、その年度において適当な該当者のない場合は見送ることも可とする。

- 2 支給金額の合計は、その年度の基金残高の2%を限度内とする。
- 3 学術奨励金に変えて、記念品を贈ることもできる。ただし、この場合も第3条1項の規定に準じる。
- 4 支給該当者の選定ならびに支給人数や支給額等について、学術局の担当理事と部長が合同で検討し協議して推薦し、理事会の承認を得て、決定する。
- 5 選定にあたって、選考の対象は原則として、「高知県理学療法学会」での研究発表とする。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 この規程は平成24年10月10日から施行する。